ウ　受験願書の提出　受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦５㎝、横４㎝のもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。受験願書に住民票コードを記入した場合は、住民票は添付不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

⑵　法務省オンライン申請システム（以下「システム」という。）による出願の場合

ア　システムを使用して出願する場合には、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）を参照すること。

イ　出願期間等　平成23年11月24日（木）から同年11月30日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間の午前８時30分から午後８時まで。受験手数料として27,200円を、上記の出願期間内に国庫金電子納付システムを利用して納付すること。

ウ　提出書類　住民票（出願前６月以内に交付されたもの。受験願書情報に住民票コードを入力した場合は、住民票は提出不要。）、その他出願に必要な書類を平成23年12月７日（水）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会宛て書留郵便により提出すること。

５　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　告

諸　事　項

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
東京都大田区大森南３丁目12番16号	株式会社寿製作所	特願2004―228717	出願却下の処分
東京都北区滝野川１―74―10	加納　博	特願2010―148247	〃
栃木県小山市南半田1805―８	田邊　誠助	ＰＣＴ／ＪＰ 2008／65358	補正指令書
東京都港区南麻布１丁目27番22有栖川イースト402号	吉田　憲次	ＰＣＴ／ＪＰ 2008／69268	〃
〃	〃	ＰＣＴ／ＪＰ 2009／68270	〃
福岡県福岡市博多区博多駅前２―17―１―６Ｆ	鳥取　大地	商願2010―58219	出願却下の処分
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目14番19号　エスコートノヴェル代々木公園205	一之瀬弘法	商願2010―60815	〃
群馬県桐生市境野町５丁目293番地の11	岩井　重文	商願2010―85702	拒絶理由通知書
北海道札幌市白石区菊水上町１条３丁目36―17―305	三輪　豪	商願2011―15877	通知書
アメリカ合衆国ノースカロライナ州28217、シャーロット、セント、ヴァーデル、レーン、ビルディング　3421、スィート　ディー、アルゴ・センチュリー・インコーポレイテッド，ユーエスエー内	塩田　好彦	不服2008―13948	審尋
〃	〃	不服2008―13948	拒絶理由通知書
〃	〃	不服2008―13948	補正却下の決定謄本
東京都千代田区内神田１丁目３番１号	株式会社アサヒ・テクノサービス	取消2010―301263	審決書謄本
東京都墨田区吾妻橋１―23―30	株式会社ラヴィエイド	取消2011―300012	〃
東京都渋谷区道玄坂二丁目15番地１―608号	新日精密工業株式会社	取消2011―300016	〃
大阪市中央区東高麗橋３番８号　キャッスル高麗橋ビル４階	ユーペット・ジャパン株式会社	取消2011―300113	〃
東京都港区高輪３－４－１　高輪偕成ビル３Ｆ	宮田　浩伸	取消2011―300579	審判請求書副本
アメリカ合衆国　フロリダ州　33166，マイアミ，7042　エヌダブリュー　46　ストリート	ユニバーサル　プロモーション　サービシィーズ，エルエルシー	取消2011―300620	〃
大阪府大阪市平野区長吉川辺３丁目14番３号	株式会社スタンス	取消2011―300695	〃
Auf der Birke, 56412 Montabaur-Heiligenroth (DE)	Aluminal Oberflachentechnik GmbH & Co. KG	取消2011―670007	〃

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 23 年 11 月 11 日

特 許 庁 長 官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 11 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年10月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社高橋工務所　高橋　政徳　新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊216－１　国土交通大臣許可（般―19）第1741号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業、さく井工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年９月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 11 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年10月14日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社村山土建　村山　政文　新潟県十日町市山本71―１　国土交通大臣許可（特―19）第14347号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年９月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。